



佐賀県公報

平成17年
1月11日
(火曜日)
第 12553号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

- 結核予防法に基づく医療機関の指定 (五・健康増進課) 一
- 結核予防法に基づく指定医療機関の辞退 (六・ " ") 二
- 道路の区域の変更 (七・道路課) 二
- 道路の供用開始 (八・ " ") 二
- 公 告
- 建設業の許可の取消処分 (建設・技術課) 三
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三
- " " " " (用度管財課) 四
- 佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札 (" ") 四
- 選挙管理委員会事項
- ◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、
同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙
権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに
地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有す
る者の総数の三分の一の数 (告示・二) 六

○ 告 示

●佐賀県告示第五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、指定医療機関として次のものを指定した。

平成十七年一月十一日

佐賀県知事 古川 康		名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
		溝上薬局兵庫店	佐賀市兵庫南二丁目二四番二〇番	平成一六・九・一
		二宮内科医院	佐賀市兵庫南二丁目一四番一九番	平成一六・九・一三
		服巻胃腸科内科	佐賀市中の小路九番一八号	平成一六・一〇・一
		オーラルケアプラザらいおん歯科クリニック	佐賀市高木瀬町大字東高木二五一番地六	"
		医療法人三和会兵庫整形外科	佐賀市巨勢町大字修理田一二二六番地三	平成一六・一一・一
		らいふ薬局兵庫店	佐賀市巨勢町大字修理田一二二六番地四	"
		有限会社高木瀬薬局	佐賀市高木瀬東二丁目一五番四号	"
		神代薬局松原店	佐賀市松原三丁目一番一三号	"
		医療法人南里泌尿器科医院	佐賀市松原三丁目三七番三号	"
		Y. H. C. 矢山クリニック	佐賀郡大和町大字尼寺三〇四九番地四	"
		山田こどもクリニック	神埼郡神埼町大字田道ケ里二三九四番地一	平成一六・一二・七
		坂田齒科医院	小城郡小城町一九一番地	平成一六・一一・一五
		医療法人まごころ医療館	鳥栖市蔵上二丁目二〇番地	平成一六・一〇・一
	中 央 薬 局	三養基郡基山町大字園部二七七二番地一一		"
		まえはら耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	三養基郡基山町大字園部二七七二番地一〇	平成一六・一〇・五
		いざわ耳鼻咽喉科クリニック	唐津市町田一七八四番地一	平成一六・九・一

原 医 院	はるみ歯科医院	川添整形外科医院	まごころ医療館	Y. H. C. 矢山クリニック	光増耳鼻咽喉科医院	医療法人南里泌尿器科医院	らいおん歯科クリニック	服巻胃腸科・内科	ひとみ薬局	名 称	佐賀県知事 古川 康	<p>●佐賀県告示第六号</p> <p>結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。</p> <p>平成十七年一月十一日</p>	有限会社セレン薬局	なかおだクリニク	はるみ歯科医院
伊万里市伊万里町甲四七番地一	東松浦郡浜玉町大字東山田一〇三二番一四号	唐津市熊原三〇七九番地一	鳥栖市蔵上町二四八番地一	佐賀郡大和町大字尼寺三〇四九番地四	佐賀郡川副町大字鹿江一一六三番地一七五	佐賀市松原三丁目三番一〇号	佐賀市高木瀬町大字東高木二五一番地六	佐賀市中の小路九番一八号	佐賀市北川副町大字新郷六九六番地二〇	所在地	佐賀県知事 古川 康	唐津市町田一八〇三番地一	唐津市和多田本村二八四九番地二	東松浦郡浜玉町大字東山田一〇三二番一四号	
平成二六・一〇・二二	平成二六・一一・三〇	平成二六・一一・三	平成二六・九・三〇	平成二六・一〇・三一	平成二七・一・三一	平成二六・一〇・三一	"	"	平成二六・九・三〇	辞退年月日	佐賀県知事 古川 康	"	平成二六・九・一七	平成二六・一二・一	

<p>●佐賀県告示第八号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十七年一月十一日から平成十七年二月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十七年一月十一日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>		<p>●佐賀県告示第七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十七年一月十一日から平成十七年二月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十七年一月十一日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>山口内科医院</p> <p>地 武雄市武雄町大字武雄七一九〇番</p> <p>平成一六・九・三〇</p>
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>九千部山公園線</p>	<p>区 間</p> <p>鳥栖市神辺町字山留四九九番三地先から鳥栖市柚比町字神山一五一七番地先まで</p> <p>鳥栖市柚比町字神山一五一六番二地先から鳥栖市柚比町字神山一五一七番地先まで</p>	<p>変更前の別幅員</p> <p>後 六四・二</p> <p>前 二四・四</p>	<p>延長</p> <p>四七六・八</p> <p>六七・〇</p>

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日		
県道 九千部山公園線	鳥栖市神辺町字山留四九九番三地先から 鳥栖市袖比町字神山一五一七番地先まで	平成一七・一・一一		
○ 公 告				
建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。 平成17年1月11日 佐賀県知事 古 川 康				
平成16年11月10日	株式会社龍工業 鳥栖市下野町1113番地1	龍 弘 弘 佐賀県知事許可(般-12)第9010号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成16年10月27日
平成16年11月5日	株式会社大同工務店 鳥栖市神辺町1418番地4	大坪 幸男 佐賀県知事許可(般-15)第9987号	造園工事業に関する特定建設業の許可	平成16年10月26日
平成16年11月10日	山口造園 佐賀郡大和町大字久池井969番地6	山口 政義 佐賀県知事許可(般-14)第4838号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成16年10月28日
平成16年11月17日	株式会社サガハツ 佐賀市鍋島町大字八戸3081番地	浦井 久光 佐賀県知事許可(般-11)第9379号	土木一式工事業、及び・土工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成16年10月8日
平成16年11月25日	有限会社大香工業 伊万里市二里町大里乙1670番地	辻 政男 佐賀県知事許可(般-11)第9389号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成16年11月4日
平成16年11月26日	市丸造園 唐津市和多田用尺1番15号	市丸 忍 佐賀県知事許可(般-11)第3249号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成16年11月1日
平成16年11月30日	野口建設 三養基郡北茂安町大字江口2529番地20	野口 吉春 佐賀県知事許可(般-12)第9404号	土木一式工事業、建築一式工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可	平成16年11月22日
平成16年12月6日	株式会社藤崎建設 佐賀郡大和町大字久池井3309番地	藤崎昌太郎 佐賀県知事許可(般-12)第6454号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成16年11月12日
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成17年1月11日 佐賀県知事 古 川 康				

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
23	神埼郡神埼町大字本堀字町裏3192番1、3192番18、3192番21、3192番22、3192番23、3192番24及び3192番25	平成16年12月22日	4.00	41.74
<p>指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。</p> <p>平成17年1月11日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>				
24	鹿島市大字高津原字四本松3703番11及3707番14	平成16年12月22日	4.00	12.00
<p>指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。</p> <p>佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。</p> <p>平成17年1月11日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>				

1 入札に付する物件(土地)の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量(公簿)	所在地及び名称	参考価格(万円)	入札の日時(場所：県庁本館入札室)
1	雑種地	159.00 m ²	多久市東多久町大字納所798番5 納所駐在所跡地	300	平成17年2月14日(月) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
2	宅地	233.08 m ²	小城郡小城町大字畑田2396番1 旧小城土木事務所資材置場	650	平成17年2月14日(月) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
3	宅地	115.43 m ²	伊万里市山代町楠久字前田557番5 楠久駐在所跡地	230	平成17年2月14日(月) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～
4	宅地	221.34 m ²	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉1762番4 錦江駐在所跡地	560	平成17年2月15日(火) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
5	宅地	267.33 m ²	佐賀市久保泉町大字川久保字道手811番8 旧川久保駐在所跡地	470	平成17年2月15日(火) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
6	宅地	598.90 m ²	鳥栖市古野町字天神木561番2 鳥栖高校校長宿舍跡地	1,520	平成17年2月15日(火) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～

7	宅地	312.87 m ²	鹿島市大字高津 原字 鷺ノ巢873 番7 鷺ノ巢警察宿舍 跡地	平成17年2月16日(水) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
8	宅地	286.38 m ²	唐津市鎮西町首 蒲字廣田3329番 1 打上駐在所跡地	平成17年2月16日(水) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～

※ 物件番号3の楠久駐在所跡地を落札した場合には、隣接する伊万里市有地(山代町楠久字前田557番8、宅地、92.84m²、楠久駐在所敷地として県有地と一体利用していた土地)についても購入可能です。詳しくは、伊万里市財政課管財係(電話 0955-23-2111 内線 435)へお問い合わせください。

2 入札会場

県庁本館入札室

(3に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない物件については、入札を行いません。)

3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、平成17年2月7日(月曜日)までに佐賀県出納局用度管財課公有財産担当に申し込んでください。

4 入札の参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。

(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

5 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た額以上を次により、入札時間までに納入してください。

(1) 現金

(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は、10の問い合わせ先に照会してください。)

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に関し不正な行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能ものを提出した者

(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

(5) 一件の入札に際し、一人で2以上の入札をした者

(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの

(7) 郵送、電信等による入札を行った者

(8) その他入札に関する条件に違反した者

7 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

(1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を行い、又は行おうとしていると認められたとき。

(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

8 その他必要事項

(1) 入札参加者は、印章を持参してください。

(2) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。

なお、契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代

9 公法上の規制等
金を納入してください。

物件番号	規制等の内容
1	都市計画区域外 非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率200%
2	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率200%
3	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率200%
4	都市計画区域外 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り
5	市街化調整区域(都市計画法上の既存宅地ではないため、一般の建物は建築できない。) 建ぺい率60%、容積率100%、西日本電信電話株式会社の電話柱1本、支柱1本有り
6	敷地の約56%は、第1種低層住居専用地域、指定建ぺい率50%、指定容積率80% 敷地の約44%は、第1種住居地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%、道路幅員による基準容積率160% 加重平均後の基準建ぺい率54% 加重平均後の基準容積率115% 市道に接面する進入通路の幅員約1.75m(幅員不足のため現況のままでは、建築基準法(昭和25年法律第201号)上建物が建てられない。)
7	西日本電信電話株式会社の電話柱1本、支柱1本有り 非線引き都市計画区域、第二種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%、基準容積率180% 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り 現在の道路端から南方へ約4m入った位置まで都市計画道路(東町・西牟田線 幅員12m)の都市計画決定がなされている。
8	都市計画区域外 西日本電信電話株式会社の電話柱1本、支柱1本有り

10 入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先並びにホームページアドレス
郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課公有財産担当(電話 0952-25-7192)
佐賀県のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)の「暮らし・安全」の「住まい」又は「入札」の「県有地の売却」の「佐賀県有地(用度管財課)の売却にかかる申込み受付のお知らせ」を選択してください。

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。
平成十七年一月十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八四一人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

一八二、〇〇二人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市	四三、一一五人
唐津市	二〇、八三八人
鳥栖市	一六、四八三人
多久市	六、二七三人
伊万里市	一五、六〇四人
武雄市	九、〇五五人
鹿島市	八、六四六人
佐賀郡	一九、六四六人
神埼郡	一三、五〇六人
三養基郡	一四、六〇二人
小城郡	一二、〇七二人
東松浦郡	一六、七五八人
西松浦郡	五、九七六人
杵島郡	一七、一四四人
藤津郡	一〇、九五五人

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年一月十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)